

第5章 給付費の推計と介護保険料の設定

1 介護予防給付費の見込み

【介護予防給付】

(単位：千円)

	30年度	31年度	32年度	37年度
介護予防サービス	8,563	9,890	10,387	11,414
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,080	1,326	1,326	1,980
介護予防訪問リハビリ	660	660	660	660
介護予防居宅療養管理指導	343	343	343	415
介護予防通所リハビリ	1,006	1,006	1,277	1,277
介護予防短期入所生活介護	364	364	364	364
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	3,108	3,029	3,255	3,556
特定介護予防福祉用具購入費	677	677	677	677
介護予防住宅改修	1,325	2,485	2,485	2,485
介護予防特定施設入所者生活介護	0	0	0	0
地域密着型サービス	9,839	9,843	10,089	10,334
介護予防認知症対応型通所介護	245	245	491	736
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,669	1,670	1,670	1,670
介護予防認知症対応型共同生活介護	7,925	7,928	7,928	7,928
介護予防支援	4,628	4,845	5,115	5,443
予防給付費計	23,030	24,578	25,591	27,191

2 地域支援事業費の見込み

○介護予防・日常生活支援総合事業

(単位：千円)

	30年度	31年度	32年度
介護予防・日常生活支援総合事業	31,160	32,000	33,000

○包括的支援事業・任意事業

(単位：千円)

	30年度	31年度	32年度
包括運営・任意	29,000	29,000	29,000
社会保障充実分	6,000	6,000	6,000

3 介護給付費の見込み

【介護給付】

(単位：千円)

	30年度	31年度	32年度	37年度
居宅サービス	473,524	517,052	553,703	643,836
訪問介護	49,504	54,166	59,616	72,179
訪問入浴介護	2,879	4,320	4,320	4,320
訪問看護	19,604	20,627	23,028	26,123
訪問リハビリ	8,998	10,261	11,167	12,691
居宅療養管理指導	3,880	4,233	4,519	5,277
通所介護	211,290	224,053	236,191	263,859
通所リハビリ	32,776	37,358	38,578	45,446
短期入所生活介護	90,970	102,960	115,809	138,820
短期入所療養介護	1,622	1,623	1,623	1,623
福祉用具貸与	24,001	26,357	28,310	33,114
特定福祉用具購入費	2,371	2,371	2,371	3,103
住宅改修	4,402	5,664	5,664	5,664
特定施設入所者生活介護	21,227	23,059	22,507	31,617
地域密着型サービス	436,066	436,810	437,149	442,050
認知症対応型通所介護	219	219	219	219
小規模多機能型居宅介護	67,873	67,904	67,904	67,904
認知症対応型共同生活介護	202,994	203,085	203,085	203,085
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	141,198	141,262	141,262	141,861
地域着型通所介護	23,782	24,340	24,679	28,981
施設サービス	571,881	572,137	572,137	572,137
介護老人福祉施設	396,665	396,843	396,843	396,843
介護老人保健施設	60,661	60,688	60,688	60,688
介護療養型医療施設 平成32年度以降は転換施設	114,555	114,606	114,606	114,606
居宅介護支援	51,612	56,734	61,200	68,425
介護給付費計	1,533,083	1,582,733	1,624,189	1,726,448

4 第1号被保険者の保険料の設定

(1) 保険料の増減要因

推計したサービス見込み量を基に保険料を設定します。

(保険料の増額要因)

- ・ 要介護認定者数の増加に伴う、介護給付費の増加。
- ・ 第1号被保険者の介護給付費の負担割合の変更。(22%→23%)
- ・ 調整交付金の交付率の減少

全国的な高齢化の進行により、後期高齢者の割合が、標準に近づく傾向にあります。

- ・ 介護報酬の増額改定(サービス全体で+0.54%)

(保険料の減額要因)

- ・ 65歳以上人口の増加(第6期と第7期の平均の比較で86人の増加)

(2) 保険料の設定

保険料の算定は次の計算により行われます。

$$\textcircled{6} \text{ 標準給付費} = \textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5}$$

$$\textcircled{9} \text{ 地域支援事業費} = \textcircled{7} + \textcircled{8}$$

$$\textcircled{10} \text{ 第1号被保険者負担相当額} = (\textcircled{6} + \textcircled{9}) \times 23\%$$

$$\textcircled{11} \text{ 調整交付金相当額} = (\textcircled{6} + \textcircled{7}) \times 5\%$$

$$\textcircled{13} \text{ 調整交付金交付見込額} = (\textcircled{6} + \textcircled{7}) \times \textcircled{12}$$

$$\textcircled{15} \text{ 保険料収入必要額} = \textcircled{10} + \textcircled{11} - \textcircled{13} - \textcircled{14}$$

$$\textcircled{18} \text{ 保険料基準額(年額)} = \textcircled{15} \div \textcircled{16} \div \textcircled{17}$$

$$\textcircled{19} \text{ 保険料基準額(月額)} = \textcircled{18} \div 12 \text{ 月}$$

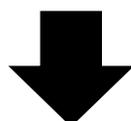
※ 計算以外の項目は、地域包括ケア「見える化」システム等による推計値を用いています。

第7期の第1号被保険者介護保険料(基準月額)は、第6期から変更はなく、6,400円となります。

あわせて、平成37年度の介護保険料を掲載していますが、現行の条件下での推計値を、参考に示すものであり、実際の保険料ではありません。

(単位：千円)

		30年度	31年度	32年度
①	介護予防給付費	23,030	24,578	25,591
②	介護給付費	1,533,083	1,582,733	1,624,189
③	特定入所者介護サービス等給付費	84,416	85,459	86,464
④	高額介護サービス費等給付費（合算含）	38,144	38,157	38,157
⑤	審査支払手数料	1,007	1,088	1,163
⑥	標準給付費見込額	1,679,680	1,732,015	1,775,564
⑦	介護予防給付費・日常生活支援総合事業費	31,160	32,000	33,000
⑧	包括的支援事業・任意事業費	35,000	35,000	35,000
⑨	地域支援事業費	66,160	67,000	68,000
⑩	第1号被保険者負担相当額	401,543	413,773	424,020
⑪	調整交付金交付金相当額	85,542	88,201	90,428
⑫	調整交付金交付割合	5.68%	5.52%	5.37%
⑬	調整交付金見込額	97,176	97,374	97,120
⑭	介護給付費準備基金取崩額			95,500
⑮	保険料収入必要額			1,116,338
⑯	保険料収納率			99.20%
⑰	所得段階別加入割合補正後被保険者数			14,654人
⑱	保険料基準額（年額）			76,794円
⑲	保険料基準額（月額）			6,400円



第6期の保険料基準月額	6,400円
第7期の保険料基準月額	6,400円
平成37年度（参考値）	8,464円

※平成37年度の基準月額は、現行の条件下での推計値を、参考に示すものであり、実際の保険料ではありません。

第6章 高齢者福祉計画・介護保険計画の基本理念と施策の概要

1. 基本理念

わが国は、団塊の世代が65歳以上になることから、今後さらに高齢者の人口が増加することが見込まれます。宝達志水町でも、こうした人々が生き生きと地域等で暮らすことができるような仕組みづくりを行うことが重要な課題となっています。今回の計画の策定においては「地域包括ケアシステム」の実現にむけた中長期的な計画の2期目の計画となります。近年の社会動向、高齢者を取り巻く現状を踏まえ、本計画の基本理念「高齢者が輝き、安心して暮らせるまち 宝達志水」を引き継ぎ、高齢者が健康を保持し、生涯にわたって生きがいを持って暮らせる社会を目標に、介護サービスの充実や地域支援事業等のサービスをはじめ、生きがいや健康づくり等の様々な面から高齢者支援のための施策を展開します。

また、地域における介護資源の質の向上や、地域における高齢者の支えあいのネットワークづくり、など、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ長く安心して暮らせるための支援策にも取り組み、住んで良かったと思えるまち「宝達志水」の実現をめざします。

高齢者が輝き、安心して暮らせるまち 宝達志水



2. 基本方針

地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムの基盤整備として行ってきた、これまでの第6期からの取り組みを継続しつつ、地域の自主性や主体性に基づき、地域の実情やニーズに即して「地域包括ケアシステムの深化・推進」を図っていくための3つの基本目標を定めました。

3. 基本目標

1. 地域支援事業を推進し、地域で支えあい、心ふれあうしくみづくり

高齢者が元気で生き生きとした生活を継続するためには、住民主体の介護予防事業のしくみづくりを始め、介護が必要になった場合の支え合いの仕組みづくり等、地域社会全体で高齢者を支えることが重要です。

若い世代と共に地域社会を支え、地域全体を活性化するために、世代間の交流を推進すると共に、町民への意識啓発や情報提供、ボランティア等への支援等・地域福祉活動の活性化を図るしくみづくりをおこないます。

2. 安心して、必要なサービス(介護・福祉)が受けられる町づくり

高齢者が介護や支援が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して、自立した生活ができるよう、国の介護給付適正化計画と整合性を保ちながら、必要なサービスが適正に提供されるように取り組みます。

更に、在宅生活の継続のためには、介護者への介護知識の習得支援や介護者が介護に疲弊することなく、仕事を辞めなくても介護が続けられるような介護者支援をおこなっていきます。

また、高齢者に限らず、障害のある方も含め、福祉的なサポートを必要とする人を地域で互いに支え合っていく「地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進」を行っていきます。

3. いきいきとその人らしく暮らすことができるまちづくり

高齢者自身が自ら培った技能や知識を活かしながら社会を支える一員として活躍するための社会参加や地域貢献等を支援し、いきいきとその人らしく暮らすことができるまちづくりを行っていきます。

4. 重点課題

基本理念と基本目標の実現を目指していくため、町民の皆さんと協働し、以下について重点的に取り組みます。

1. 介護予防（自立支援）（重度化防止）・生活支援体制整備事業の推進 ～ 介護が必要な状態とならないよう支援 ～

高齢者がいきいきと暮らし続けるには、高齢者の特性を踏まえた介護予防が必要です。そのために、介護の原因となる疾病の予防に取り組む場（教室・サロン）づくりや自立支援型ケアプランを進めていきます。

（ボランティア・老人クラブ・介護予防サポーター・介護支援専門員）

高齢者も含めた町民が主体的に地域の担い手となって、お互いに支援する体制の整備、多様な社会資源と地域で活躍する多くの人々による「地域の活力」を生かし町と町民が一体となって、地域で見守り支え合う仕組みづくりを進めます。

（生活支援ボランティア・生活支援コーディネーター・協議体）

2. 在宅医療・介護連携の推進と介護・福祉サービスの質の向上 ～ 住み慣れた地域での生活を支援 ～

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、在宅において医療と介護サービスを切れ目なく一体的に受けられることが必要です。そのために医療と介護関係者が課題や情報を共有し、更に家族・地域の理解・見守りや福祉サービス等、インフォーマルなサービスを適切に組み合わせた包括的なネットワークづくりを行います。**（医療・介護連携推進協議体、コーディネーター）**

今後、重度な要介護者が在宅療養を選択する時代にそなえて、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能をもつ、医療・介護サービスのさらなる充実と「介護離職ゼロ」に向けた介護をしながら仕事を続けることができるような「介護・福祉サービスの質の向上を進めていきます。

3. 認知症高齢者対策の推進 ～ 認知症予防と地域での尊厳のある暮らしを支援 ～

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、また、介護者が安心して生活できるよう、認知症の早期発見・早期対応の体制整備や、家族等の負担を軽減できるケアの仕組みづくり、地域で見守る体制づくり、相談窓口の充実等の認知症高齢者対策を推進します。

（認知症キャラバンメイト・サポーター・認知症地域支援推進員）

4. 施策の大綱

本計画における施策の体系を以下のように定めます。

【 基本理念 】

【 施策の基本的方向 】

【 具体的施策 】

高齢者が輝き、安心して暮らせるまち 宝達志水

